(iii) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者がハンガリー政府から発給された一時滞在許可証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。

(iv) 少なくとも予定される滞在の間効力を有する有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(v) ハンガリーにおける滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vi) 滞在終了時にハンガリーを出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。

(vii) 以前に一時滞在許可証の発給をハンガリー政府から受けていないこと。

(viii) 健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。

(ix) 滞在の間、ハンガリーにおいて効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第三条

1　日本国政府は、ハンガリー国民に対し、在ハンガリー日本国大使館において、第一条に規定する査証を申請することを許可する。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

2　ハンガリー政府は、日本国民に対し、前条に規定する一時滞在許可証を受け取るための資格をその所持者に与える査証を発給されたものは、ハンガリーに到着した後三十日以内に同国にある移民難民局地方事務所で一時滞在許可証を無償で受領する。当該同条(b)に規定する日本国民は、当該許可証の発給の日から一年までの期間、ハンガリー政府によってハンガリーにおける滞在を許可される。

3　各締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、1又は2に規定する他方の国の国民に対し、旅行資金を補うために休暇の付随的な活動として就労許可証なしに就労することを認める。

第五条

各締約国政府は、他方の国の国民に対し発給する第一条に規定する査証又は他方の国の国民に対し発給する第二条に規定する一時滞在許可証の数を毎年決定し、他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

第六条

いずれか一方の国の国民であって、ワーキング・ホリデー制度の参加者として他方の国に入国したものは、滞在の間、当該他方の国において効力を有する法令に従う。

第七条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第八条

1　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、それらの通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の解釈に関するいかなる紛争も、両締約国政府により、外交上の経路を通じて解決される。

3　この協定の改正については、いつでも両締約国政府間で交渉することができる。これらの改正は、書面により行われる。この協定の条項については、いつでも外交上の経路を通じた両締約国政府間の協議の対象とすることができる。

4　いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

5　いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。

6　この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府が外交上の経路を通じて別段の決定をする場合を除くほか、各締約国政府は、その終了又は停止の日において第一条に規定する有効な査証又は第二条に規定する一時滞在許可証を発給されている他方の国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年二月十四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　岸信夫
ハンガリー政府のために
　シーヤールトー・ペーテル

○文部科学省告示第八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十八日

文部科学大臣　松野　博一

別表補助金等の名称の欄中「学校教育設備整備費等補助金」を「教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業に限る。）」に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金」を「独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金」に、「国立大学改革強化推進補助金」を「国立大学改革強化推進補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○農林水産省告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大木須字水穴二六四三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水穴二六四三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡亘理町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）